日調連発第１３８号
令和２年７月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について（お知らせ）

標記手続について、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課から別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

令和２年７月１３日
国 不 籍 第 ５ ７ 号

都道府県地籍調査担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長（公印省略）

国土交通大臣宛ての国土調査法第 19 条第５項の認証の申請の手続について（通知）

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」といいます。）第 19 条第５項（以下「19 条５項」といいます。）に基づいて、国土調査以外の測量及び調査の成果が指定されることにより、これまでも地籍整備の推進が図られているところです。また、民間事業者等による測量及び調査の成果を一層活用する観点から、土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 12 号）による改正後の法において、19 条５項の認証の申請を、国土調査を行う者が、測量及び調査を行った者に代わって行うことができることとされ、本年４月１日から施行されたところです。

今般、新たに可能となった代行申請を含め、国土交通大臣宛ての 19 条５項の認証の申請の手続について別紙のとおり定めましたので、御了知の上、貴管下市町村及び関係機関並びに事業者等に対しても周知いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、これに伴い、「国土交通大臣あての国土調査法第 19 条第５項の認証の申請について」（平成 15 年１月８日付け国土国第 352 号）は廃止します。

また、「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について」（平成 24 年３月９日付け国土籍第 544 号・国土用第 45 号）及び「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について」（平成 25 年３月 13 日付け国土籍第 640 号）に該当する用地測量の成果の 19 条５項の指定に関する取扱いについては、従前のとおり、両通知によることとします。

（別紙）

国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第５項の認証の申請の手続について

国土交通大臣宛ての国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第19条第５項の認証の申請（以下単に「申請」という。）の手続については、次に定めるところによる。

なお、手続の一般的な流れを参考として別添１に示す。

１．指定の対象とする測量及び調査の成果

国土交通大臣が指定する測量及び調査の成果は、以下の要件を満たしているものとする。

(1) 測量の基準

測量が測量法（昭和24年法律第188号）第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）別表第１に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第２条第２項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

(2) 測量の精度

令第15条で定める限度以上の誤差がないもの（観測、測定及び計算等について、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び同運用基準（平成14年３月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）に規定するものと同等以上のものが実施されているもの。）。

(3) 登記の状況

測量及び調査が行われた後に、分筆等の不動産の表示に関する登記が行われているもの（ただし、測量及び調査を行った区域内に表示に関する登記を行うことを要しない筆が存在する場合は、当該筆について土地所有者等が境界を確認したことを証する書類及び当該筆の調査の結果を記載した調査簿を添付すれば、当該筆を含めて申請することができる。）。

２．申請書等の作成

申請書等の様式は別紙様式１～３のとおりとし、作成に際しての留意事項等を別添２に示す。

なお、国土調査を行う者が、法第19条第６項に基づいて測量及び調査を行った者に代わって申請を行う場合において、令第19条第３項に規定する法第19条第６項後段の同意を得たことを証する書類の様式は、別紙様式４のとおりとする。

３．登記所等への情報提供及び登記所に送付する地図の電子データの作成

申請を行う者は、可能な限り地図（実測図等、法第19条第５項の指定の対象となる図

面）の作成に係る事業が開始される前に、管轄登記所等に対して情報提供を行うなど、十分に調整を図ることとする。

また、法第 19 条第５項の指定が行われた後に、登記所において効率的に図面を差し替えられるよう、可能な限り地図の作成に係る事業が開始される前に、登記所に送付する地図の電子データ（地図 XML 形式、地籍フォーマット 2000 形式又は SIMA 形式）の形式について管轄登記所等と協議することとする。各形式による電子データの作成については、別添３－１～３の作成要領によるものとする。

（別紙様式１）

第　　号
年　　月　　日

国土交通大臣　殿

所 在 地
名　　称
代表者名

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

　　年に、　　が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

１．測量及び調査を行った者の氏名又は名称
（事業を施行した者の氏名又は名称）

２．作成した地図及び簿冊の名称

３．測量及び調査を行った地域及び期間

４．測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内

５．添付書類（※）
地図及び簿冊の写し　　各２部

※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、５以降は以下の事項を記載するものとする。

５．国土調査を行う者の名称

６．添付書類
地図及び簿冊の写し　　各２部
測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類　　１部

（別紙様式２）

総　　括　　表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>市区郡名</td><td>町村（区）名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施地域名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月
～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業施行者名</td><td>代表者名</td><td colspan="2">事　業　名</td><td colspan="2">事業根拠法</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">成果件数</td><td colspan="3">基準点測量の点名及び既知点数</td><td colspan="2">新　点　数</td><td colspan="2">測量の方法</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">計　　点</td><td colspan="2">１級基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２級基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３級基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">４級基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">確定測量図の精度</td><td>縮尺</td><td></td><td>枚数</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　筆　数</td><td colspan="2">筆</td><td>総　面　積</td><td>km^2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">検査終了証明</td><td colspan="2">工程分類</td><td>作業機関名</td><td>代表者名</td><td>検査者氏名</td><td>検査者の所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">基準点測量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">確定測量等</td><td>確定測量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>確定測量図</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（別紙様式３）

○○市○○地区
調　　査　　簿

登記年月日	
事業施行者名	

（この用紙の大きさは、Ａ４判とする。）

（別紙様式４）

第　　号
年　　月　　日

殿

所 在 地
名　　称
代表者名

同　意　書

が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第６項の規定に基づき、　　が同条第５項の申請を行うことに同意する。

記

１．測量及び調査を行った地域

２．測量及び調査を行った期間

（別添１）

国土調査法第１９条第５項の指定に関する一般的な流れ

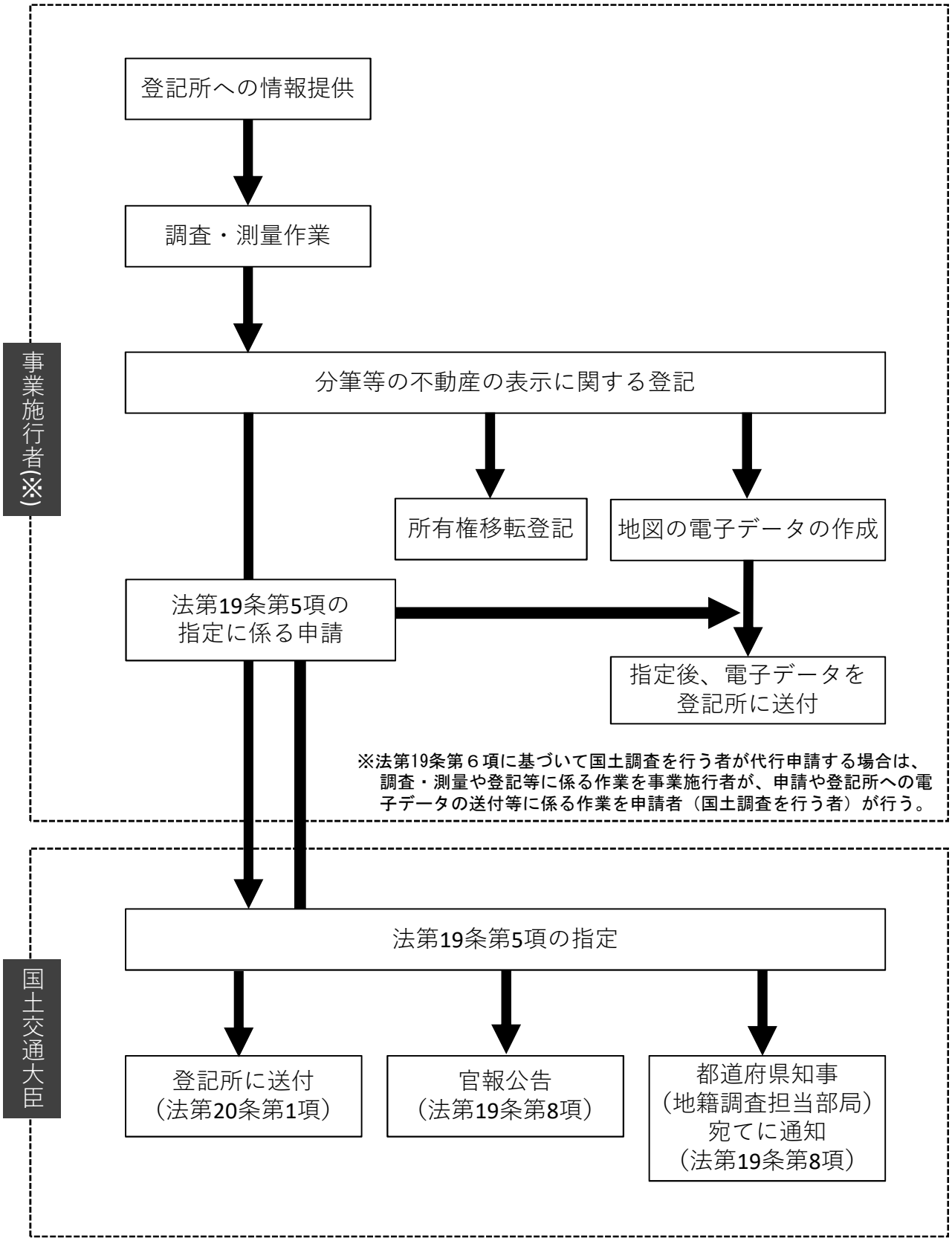

（別添２）

国土調査法第 19 条第５項の認証の申請書　作成要領

国土調査法第 19 条第５項の規定に基づく指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例、留意事項等を以下のように示す。

１．申請書一覧

書類名	記載例の番号	種別	提出部数	備考
申請書	①	●	1	定型様式（別紙様式１）
申請書添付書類				
総括表	②	●	1	定型様式（別紙様式２）
申請地域の位置図	③	□	1	申請地域の位置が分かる図面
基準点測量関係				
基準点測量網図	④	□	1	基準点を測量した際の網図（各等級ごと）
基準点測量精度管理表	⑤	□	1	基準点測量の精度が確認できる管理表（各等級ごと）
境界点測量関係				
境界点間距離の精度管理表	⑥	□	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦	□	1	境界点の座標値から計算した筆面積が分かる資料
地図及び簿冊				
地図一覧図	⑧-1	●	2	申請する地図の相互の位置関係が分かる図面 ※　複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2	□	2	当該事業で作成した図面（法第 19 条第５項の指定の対象となる図面）
簿冊	⑨	□	2	簿冊は表紙（別紙様式３）を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※　登記完了証の交付を受けている場合は、全部事項証明書に代えて、登記完了証の写しを添付することも可
同意書	⑩	▽	1	測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類（別紙様式４）を添付

「●」…指定申請のため新たに作成する書類
「□」…通常の測量及び調査業務において作成される書類
「▽」…国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合にのみ作成する書類

２．記載例①（申請書）

必要事項を記入して作成する。

１．趣旨、目的

国土調査法第 19 条第５項の規定に基づき、事業者が国土交通大臣に認証の申請を行うもの。

２．必要事項

定型様式（別紙様式１）とする。

３．留意事項

記載例①（別紙様式１）のⅠ～Ⅵの留意事項は以下のとおり。

Ⅰ	申請年月日又は決裁年月日を記載。
Ⅱ	申請者の名称を記載。
Ⅲ	事業を施行した者の名称を記載。 ※　測量計画機関と測量作業機関が異なる場合は、いずれを記載してもよいが、申請書と総括表を一致させて作成する。 ※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、申請に利用する元の成果を作成した者の名称を記載。
Ⅳ	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。 ※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、申請に利用する元の成果の地図及び簿冊の名称を記載。
Ⅴ	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致） ※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、申請に利用する元の成果の地域及び期間を記載。
Ⅵ	「国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内」と記載。
Ⅶ	「地図及び簿冊の写し」と記載。
Ⅷ	国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合に、国土調査を行う者（申請者）の名称を記載。
Ⅸ	国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合に、「測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類」と記載。

記載例①

（別紙様式１）

〇年〇月〇日　Ⅰ

国土交通大臣　殿

〒000-0000
所在地　〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇
名　　称　**〇〇測量又は〇〇市等**
代表者名　〇〇　〇〇　Ⅱ

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

〇〇年に、**〇〇測量又は〇〇市等**が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記　Ⅲ

１．測量及び調査を行った者の氏名又は名称
〇〇測量又は〇〇市等

２．作成した地図及び簿冊の名称
〇〇地区　〇〇事業　〇〇図及び調査簿　Ⅳ

３．測量及び調査を行った地域及び期間
〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇の一部
〇年〇月～〇年〇月　Ⅴ

４．測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内　Ⅵ

５．添付書類（※）
地図及び簿冊の写し　各２部　Ⅶ

※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、５以降は以下の事項を記載するものとする。

５．国土調査を行う者の名称
〇〇市等　Ⅷ

６．添付書類
地図及び簿冊の写し　各２部
測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類　１部　Ⅸ

２．記載例②（総括表）

必要事項を記入して作成する。

１．趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を１枚にまとめるもの。

２．必要事項

定型様式（別紙様式２）とする。

３．留意事項

記載例②（別紙様式２）のⅠ～Ⅹの留意事項は以下のとおり。

Ⅰ	測量及び調査を行った地域（字名まで。振り仮名を付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）
Ⅱ	事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書の測量及び調査を行った者と一致）
Ⅲ	事業名は事業名称を、事業根拠法は事業を実施する根拠法を記載。（不明な場合は － ）
Ⅳ	基準点測量の与点の点数と名称を記載。（公共基準点は、国土地理院の審査番号を明記） ※　基準点測量に使用する与点は、基本三角点、国土調査法第 19 条第２項の規定により認証された基準点、同条第５項の規定により指定された基準点、測量法第 41 条第１項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。
Ⅴ	基準点測量の新点数と測量の方法を記載。 測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。

GNSS	ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝ	ｾｵﾄﾞﾗｲﾄ及び測距儀
・電子基準点のみを与点とする GNSS 法 ・GNSS 測量（ｽﾀﾃｨｯｸ法） ・GNSS 測量（短縮ｽﾀﾃｨｯｸ法） ・GNSS 測量（RTK 法） ・GNSS 測量（ｷﾈﾏﾃｨｯｸ法）	・結合多角方式(TS) ・単路線方式(TS) ・結合多角方式・単路線方式（TS）	・結合多角方式（測距儀等） ・単路線方式（測距儀等） ・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）

Ⅵ	地図（記載例⑧－２）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。

大都市の市街地区域	甲一
中都市の市街地区域	甲二
上記以外の市街地、村落又は整形された農用地区域	甲三
農用地及びその周辺の区域	乙一
山林、原野及びその周辺の区域	乙二
山林、原野の区域	乙三

Ⅶ	申請する筆数、面積を記載。（当該事業により登記申請した筆数、面積の合計） ※　面積は、原則として小数点以下２桁まで記載することとするが、面積が小さい場合は小数点以下最大４桁までで記載する。
Ⅷ	基準点測量を行った作業機関名と代表者、地図作成のための測量を行った作業機関名と代表者、地図作成を行った作業機関名と代表者を記載。
Ⅸ	基準点測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成について検査を行った者の氏名及び所属を記載。
Ⅹ	採用した測量作業規程等を記載し、問合せをすることができる申請担当者の連絡先、指定後に成果（写し）を送付する管轄法務局を記載。 ※　成果件数の欄に記載したもの以外に申請に活用した成果がある場合には、その施行者、実施時期、測量作業規程及び公共測量の手続の状況（手続を行っている場合は助言番号）について記載する。

※　国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合は、Ⅰ～Ⅸ及びⅩのうち「採用した測量作業規程」については、利用した成果に係る内容を記載する。また、代行申請の場合であって申請者が成果の点検測量を実施している場合には、Ⅹに、点検測量の実施時期、測量作業規程及び公共測量の手続の状況（手続を行っている場合は助言番号）についても記載する。

記載例②

（別紙様式２）

総　括　表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量（調査）の実施地域名	測量（調査）の実施期間
○○○○けん **○○県**	○○○○し **○○市**	○○○○ちょう **○○町**	○○○○ **大字○○の一部**	○年○月 ～　○年○月

Ⅰ

事業施行者名	代表者名	事業名	事業根拠法
Ⅱ **○○測量又は○○事務所等**	**○○　○○**	**○○地区○○事業**	**○○法** Ⅲ

	基準点測量の与点（点名及び既知点数）	新点数		測量の方法	
Ⅳ 成果件数	**・電子基準点　○○** **・四等三角点　○○、△△** **・公共基準点　１級　○○○○** **（H++ ******　）** 計４点	１級基準点	点		Ⅴ
		２級基準点	**３点**	**GNSS 測量（スタティック法）**	
		３級基準点	**６点**	**GNSS 測量（スタティック法）**	
		４級基準点	**40 点**	**結合多角方式（TS）**	
	確定測量図の精度 **甲２**	縮　尺	**1/500**	枚数 **３枚**	Ⅵ
	総筆数 Ⅶ **122**	筆	総面積	**0.07** k ㎡	

検査終了証明	工程分類		作業機関名	代表者	検査者氏名	検査者の所属
	基準点測量 Ⅷ		○○○○	△△△△	□□□□	○○○○ Ⅸ
	確　定 測量等	確定測量	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○
		確定測量図	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○

備考
・　**採用した測量作業規程等** **「○○○○測量作業規程」（○年○月○日付け○○第○○号）** ・　**申請の担当者の連絡先：○○測量又は○○事務所等　担当○○　○○** **（電話○○－○○○○－○○○○、E-Mail******@****.***.**）** ・　**○○法務局○○支所** **・【※成果件数欄に記載したもの以外に活用した成果がある場合に記載】** **活用した成果の施行者：○○○○、実施時期：○年○月～○年○月、測量作業規程：○○○測量作業規程（○年○月○日付○○第○○号）、公共測量助言番号：○○公第○○号** Ⅹ

２．記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

１．趣旨、目的

申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

２．必要事項

- 申請地域の周辺地域を含むものとする。
- 申請地域の位置を表示する。
- 縮尺を表示する。

３．留意事項

用紙の大きさはＡ４を標準とする。

記載例③

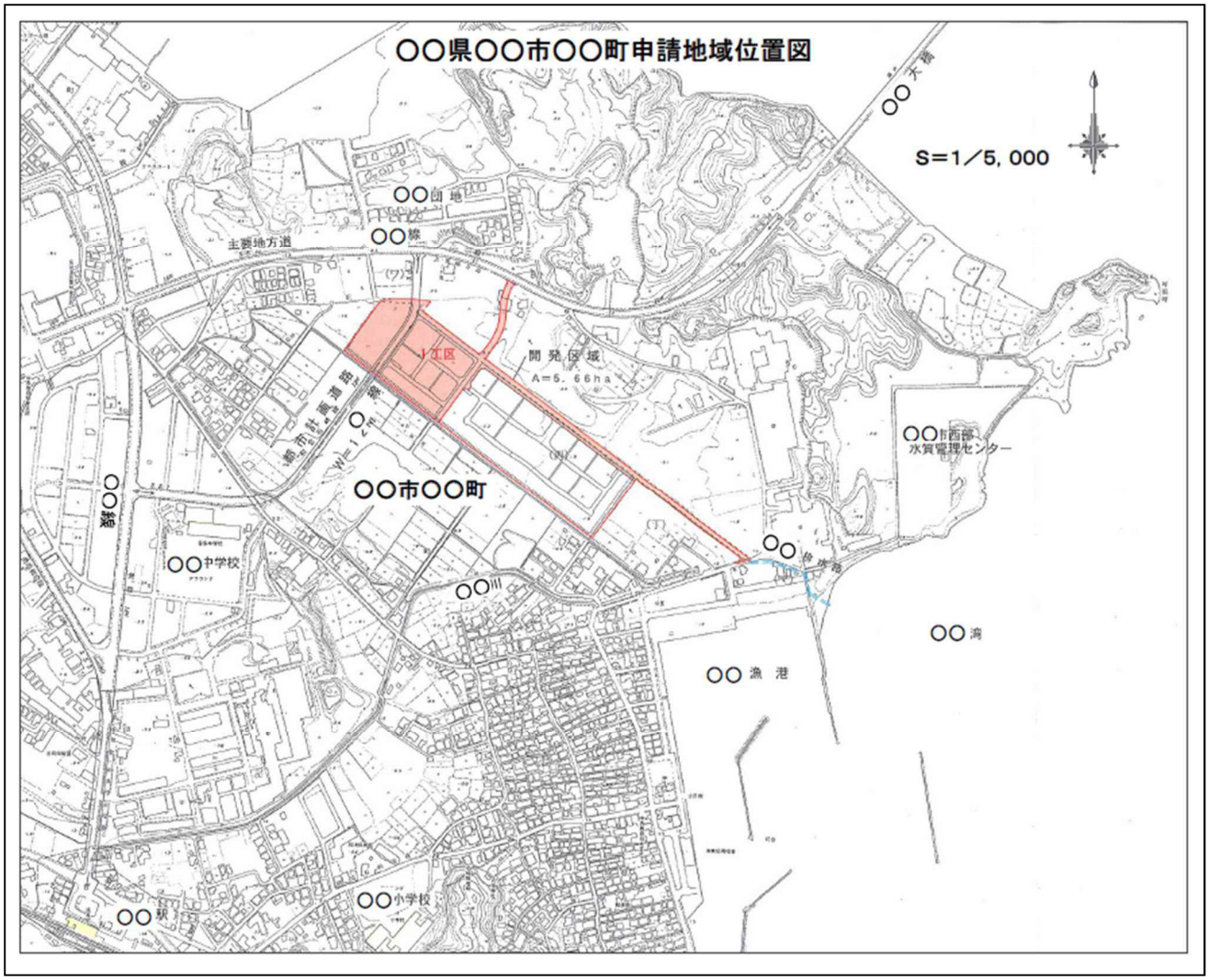
○○県○○市○○町申請地域位置図
S=1／5, 000
○○団地
○○線
主要地方道
開発区域
A=5. 66ha
○○市○○町
○○線
○○中学校
○○市西部
水質管理センター
○○湾
○○漁港
○○小学校
○○駅

２．記載例④（基準点測量網図）

基準点を測量した際の網図を添付する。

１．趣旨、目的

基準点測量に使用した与点、網の形、路線長等が適切に実施されているか確認するもの。

２．必要事項

採用した作業規程等に基づき作成する。

３．留意事項

- 当該事業で設置した基準点の等級ごとに網図を添付する。（総括表の基準点と整合するもの）
- 測量は、当該地域における最新の座標系に基づき実施する。
- 基準点測量に使用する与点は、精度が担保された点として、基本三角点（測量法第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点）、国土調査法第 19 条第２項の規定により認証された基準点、同条第５項の規定により指定された基準点、測量法第 41 条第１項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。
- 「１．申請書一覧」の申請書添付書類から測量の精度等を確認することができない場合は、その精度等を証明する補足資料を提出する。

  （例） 認定登記基準点を使用した場合は、上記与点との関係等を確認するため、検定記録書及び検定証明書、網図、認定結果通知書を提出する。

記載例④

２ 級 基 準 点 測 量 網 図

世界測地系
（測地成果２０１１）

地区名　○○市○○町○○地区
縮尺　１／25000

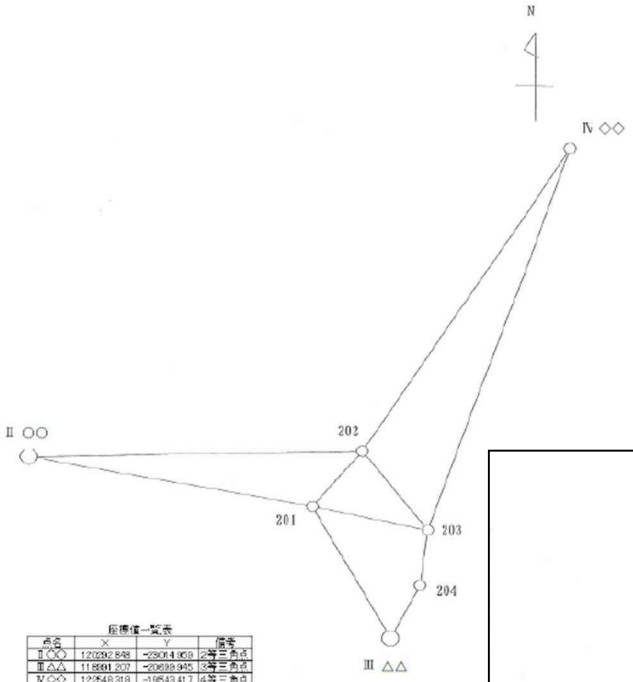

座標値一覧表

点名	X	Y	備考
Ⅱ○○	120292.848	-20804.908	2等三角点
Ⅲ△△	119891.207	-20699.945	3等三角点
Ⅳ◇◇	120548.318	-19543.417	4等三角点
201	119941.468	-21202.147	2級基準点
202	120345.056	-20882.501	2級基準点
203	119773.090	-20460.779	2級基準点
204	119375.821	-20510.834	2級基準点

３ 級 基 準 点 測 量 網 図

世界測地系
（測地成果２０１１）

地区名　○○市○○町○○地区
縮尺　１／5000

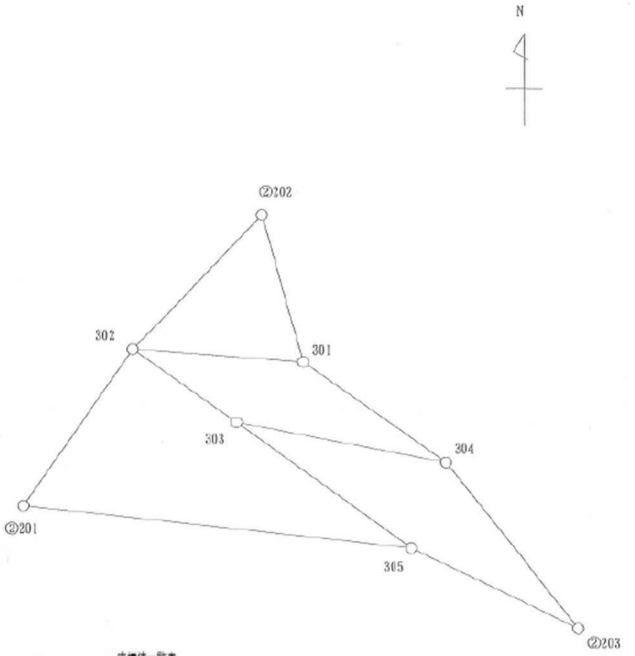

座標値一覧表

点名	X	Y	備考
201	119941.468	-21202.147	2級基準点
202	120345.056	-20882.501	2級基準点
203	119773.090	-20460.779	2級基準点
204	119375.321	-20510.834	2級基準点
301	120140.854	-20827.716	3級基準点
302	120158.363	-21056.466	3級基準点
303	120056.971	-20917.149	3級基準点
304	120002.296	-20637.154	3級基準点
305	119884.001	-20684.513	3級基準点

２．記載例⑤（基準点測量精度管理表）

基準点測量の精度管理表を添付する。

１．趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の精度確認のために作成するもの。

２．必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

３．留意事項

- 国土地理院の審査を受けている場合には、測量法第 41 条の規定による審査書の写しを添付する。
- 第三者機関による測量成果の検定を受けている場合には、検定証明書及び検定記録書を添付する。
- 検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

世界測地系
（測地成果２０１１）

基準点測量精度管理表

作業名	○○地区○○事業	地区名	○○市○○地区	計画機関名	○○○○	作業機関名	○○○○	作業班長	□□　□□
目　的	3級基準点	期　間	自平成○年○月○日　至平成○年○月○日			作　業　量	5点	主任技術者	△△　△△

基線解析辺

測点名 自：	測点名 至：	辺長（斜距離）
304	②203	288.765ｍ
302	303	172.323ｍ
②201	305	520.881ｍ
302	②201	261.331ｍ

仮定三次元網平均

△X 偏差	△X 許容範囲	△Y 偏差	△Y 許容範囲	△Z 偏差	△Z 許容範囲
0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	-0.001ｍ	0.020ｍ
-0.002ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ
0.001ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ
0.001ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ

三次元網平均計算

斜距離の偏差 偏差	斜距離の偏差 許容範囲
――	
――	
――	
――	

主要機器名称番号

永久標識の種別等

種別	数量	埋設様式

新点位置の標準偏差

新点名	水平位置 標準偏差	水平位置 許容範囲	標高 標準偏差	標高 許容範囲
304	0.010ｍ	0.100ｍ	0.012ｍ	0.200ｍ
305	0.008ｍ	0.100ｍ	0.011ｍ	0.200ｍ

点検測量

測点名 自：	測点名 至：	ΔN	ΔE	ΔU
302	303	0.005ｍ	-0.003ｍ	-0.001ｍ

特記事項

記載例⑤

２．記載例⑥（境界点間距離の精度管理表）

境界点間距離の精度管理表を添付する。

１．趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

２．必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

３．留意事項

検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

世界測地系
（測地成果２０１１）

境界測量精度管理表

作業名	○○地区○○事業	地　区	○○市○○地区	計画機関	○○○○	作業機関	○○○○	作業班長	□□　□□
街区名		期　間	自　平成○○年○○月○○日 至　平成○○年○○月○○日	作　業　量	A=5.67ha	主任技術者	△△　△△	照　査　者	○○　○○

測　点	水平位置（距離）				摘　要	測　点	水平位置（距離）				摘　要
	計算値	測定値	較　差	制　限			計算値	測定値	較　差	制　限	
	m	m	m	m	20m未満　10mm 20m以上S/2,000		m	m	m	m	20m未満　10mm 20m以上S/2,000
114～115	13.816	13.820	-0.004	0.010	〃	148～147	15.175	15.180	-0.005	0.010	〃
115～179	19.835	19.845	-0.010	0.010	〃	147～228	20.511	20.520	-0.009	0.010	〃
179～180	11.971	11.980	-0.009	0.010	〃	228～152	15.257	15.259	-0.002	0.010	〃
180～181	1.858	1.860	-0.002	0.010	〃	139～233	21.408	21.410	-0.002	0.010	〃
181～114	20.039	20.047	-0.008	0.010	〃	233～228	14.287	14.290	-0.003	0.010	〃
114～149	13.617	13.615	0.002	0.010	〃	133～169	5.997	5.987	0.010	0.010	〃
149～151	20.246	20.250	-0.004	0.010	〃	169～232	19.483	19.490	-0.007	0.010	〃
151～181	13.607	13.600	0.007	0.010	〃	232～233	14.599	14.600	-0.001	0.010	〃
149～148	1.998	2.000	-0.002	0.010	〃	232～235	18.991	18.990	0.001	0.010	〃
148～152	20.283	20.280	0.003	0.010	〃	235～234	14.597	14.600	-0.003	0.010	〃
152～207	19.008	19.010	-0.002	0.010	〃	234～233	19.010	19.009	0.001	0.010	〃
207～206	2.000	1.998	0.002	0.010	〃	234～227	10.327	10.330	-0.003	0.010	〃
206～151	19.016	19.022	-0.006	0.010	〃	227～226	3.883	3.880	0.003	0.010	〃

記載例⑥

２．記載例⑦（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

１．趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

２．必要事項

筆を構成する地番、境界点（測点）の名称、境界点の座標値、測地系
など

３．留意事項

調査後（登記申請した筆ごと）の土地の面積と一致することを確認する。

世界測地系
（測地成果２０１１）

面　積　計　算　書

地番	75-1							地区	
測点	X	Y	緯距	経距	倍横距	倍積	内角	方向角	辺長
1006:C1006	120144.389	-21001.968							
7746:3057	120175.373	-21044.550	30.984	-42.582	-42.582	-1319.360688	90-16-03	306-02-27	52.66
1022:C1022	120161.101	-21055.037	-14.272	-10.487	-95.651	1365.131072	89-41-38	216-18-30	17.71
1002:C1002	120129.996	-21012.228	-31.105	42.809	-63.329	1969.848545	89-28-51	126-00-08	52.91
1006:C1006	120144.389	-21001.968	14.393	10.260	-10.260	-147.872180	90-33-28	35-28-59	17.67

２．記載例⑧－１（地図一覧図）

申請する地図が複数枚になる場合、記載例⑧－１を参考にして、申請する地図の相互の位置関係が分かる図面を作成する。

１．趣旨、目的

申請する地図（記載例⑧－２）の相互の位置関係をまとめるもの。

２．必要事項

- タイトルは「地図一覧図」とする。
- 申請する地図（記載例⑧－２）を１枚にまとめる。
- 申請する地図の地図番号を表示する。
- 方位を表示する。

３．留意事項

- 指定申請する地図（記載例⑧－２）が１枚であれば、作成は不要である。
- 地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。

○○県○○市○○町　地図一覧図

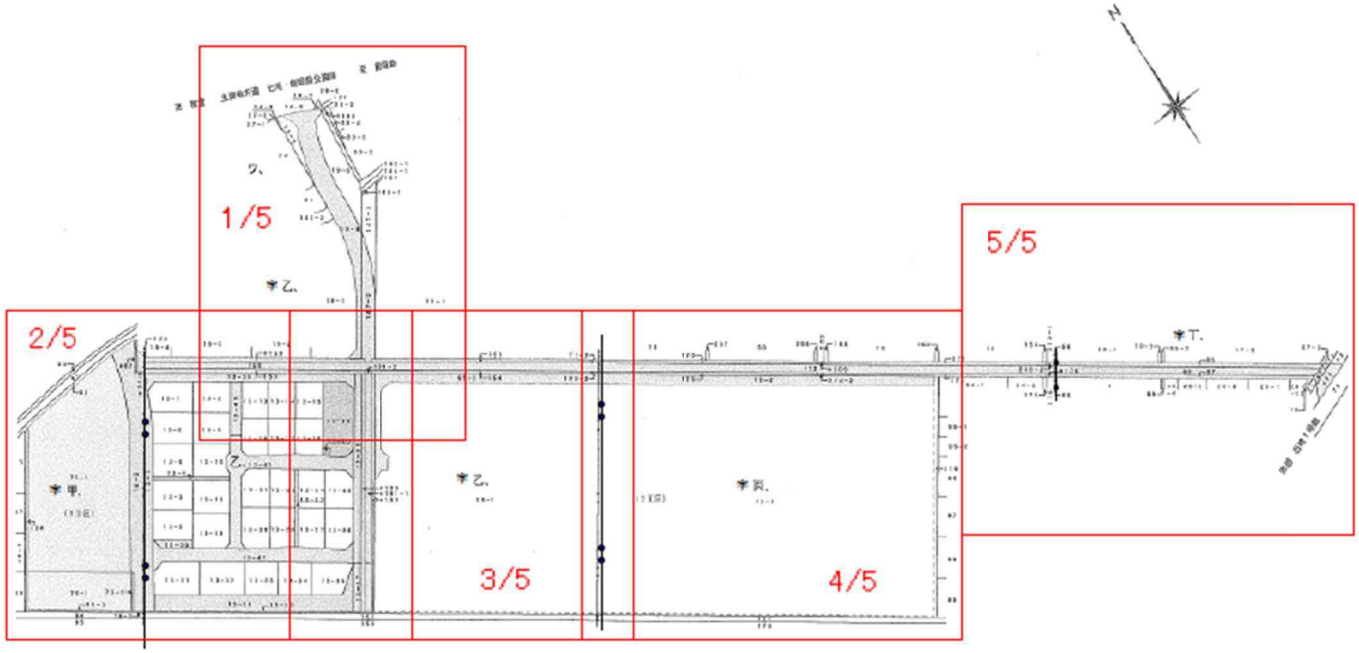

S=1:2,000

記載例⑧－1

２．記載例⑧－２（地図）

業務において作成した図面を添付する。

１．趣旨、目的

国土調査法第 19 条第５項の指定の対象となる図面を用意するもの。

２．必要事項

業務において作成した図面を添付する。

３．留意事項

- 指定後の成果（写し）として法務局に送付することから、２部提出とする。
- 行政手続の電子化の観点から、図面の電子データでの提出についても積極的に検討することとし、電子データで提出する場合は、紙図面のスキャン画像のほか、オリジナルデータ（CAD、GIS 等）から直接 PDF 出力されたものも添付する。

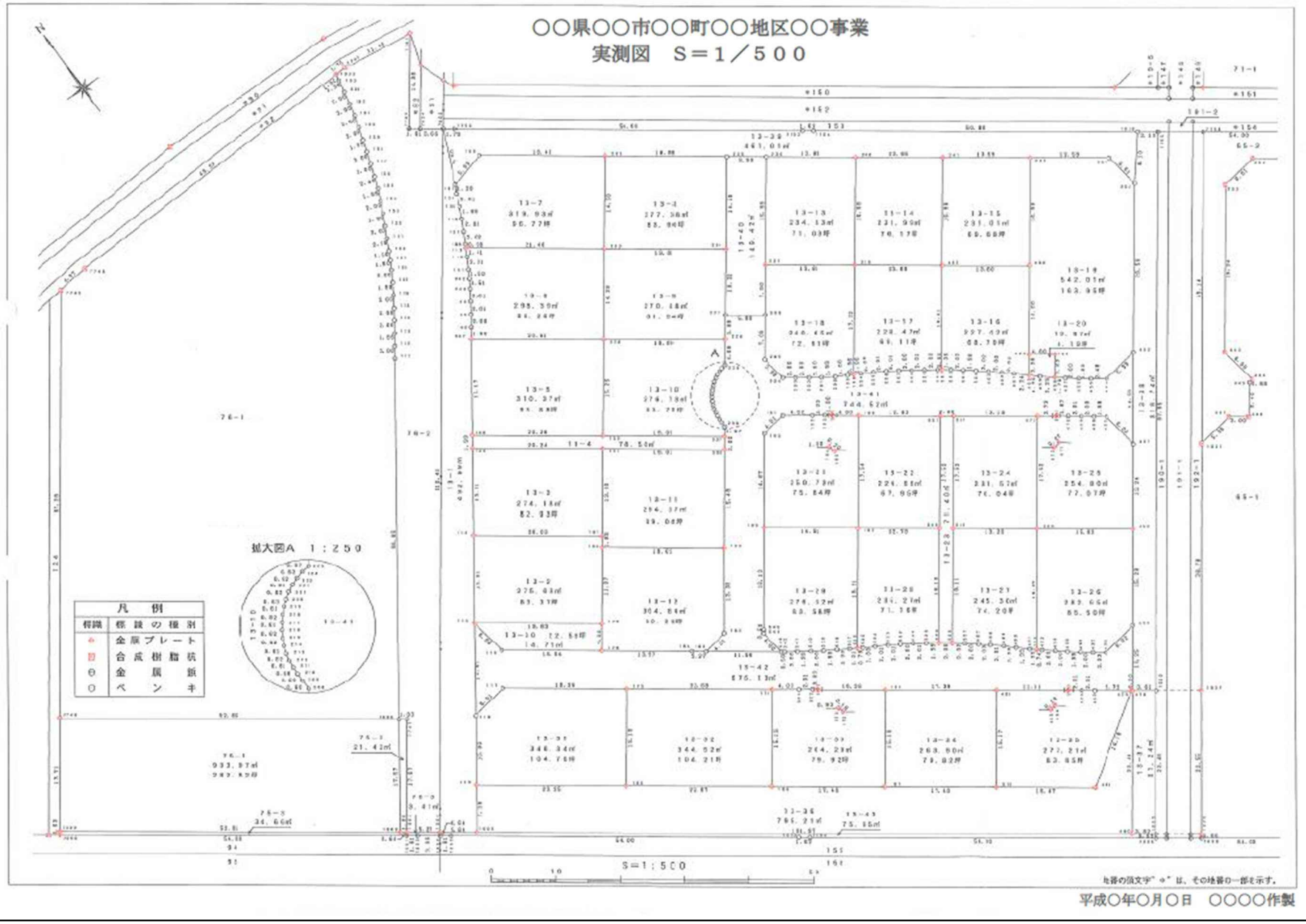
○○県○○市○○町○○地区○○事業
実測図　S＝1／500
拡大図A　1：250
凡例
標識　標識の種別
金属プレート
合成樹脂杭
金属鋲
ペンキ
S=1:500
地番の頭文字"＊"は、その地番の一部を示す。
平成○年○月○日　○○○○作製

記載例⑧－2

２．記載例⑨（簿冊）

指定申請する全ての筆の登記内容が証明できる資料を添付する。

１．趣旨、目的

申請地域内の全ての筆について登記所に登記された内容を確認するもの。

２．必要事項

簿冊は表紙（別紙様式３（記載例⑨－１））を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写し（記載例⑨－２、⑨－３）を添付する。

３．留意事項

- 登記完了証の交付を受けている場合は、全部事項証明書に代えて、登記完了証の写しを添付することも可とする。
- 測量及び調査を行った区域内に表示に関する登記を行うことを要しない筆が存在する場合であって、当該筆を含めて申請するときは、当該筆について土地所有者等が現地で境界を確認したことを証する書類及び当該筆の調査の結果を記載した調査簿（地籍簿の様式を定める省令（昭和 53 年３月 25 日総理府令第３号）の様式を準用して作成する。作成例は記載例⑨－４を参照。）を添付する。

（別紙様式３）

○○市○○地区
調　　査　　簿

登記年月日	○年○月○日
事業施行者名	○○○○

（この用紙の大きさは、Ａ４判とする。）

記載例⑨－１

記載例⑨－２

■■県■■市■■■－■■　　全部事項証明書　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成■年■月■■日	不動産番号	■■■■■■■■■■■■■■
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	■■市■■■■		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1番12	宅地	323 12	1番1から分筆 〔昭和■■年■月■■日〕
余白	余白	余白	昭和■■年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成■年■月■■日
余白	余白	322 96	③錯誤 〔平成■■年■月■■日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和■■年■月■■日 第■■■■■号	原因　昭和■■年■月■■日売買 所有者 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和■■年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成■年■月■■日

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	■■■■■■	平成■年■月■■日 第■■■■■号	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■
	余白	余白	昭和■■年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成■年■月■■日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成■■年■月■日
■■地方法務局　　登記官　■■■■■■■■

登記官証明印

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号 ■■■■■■　（1／1）　1／1

記載例⑨－3

登記年月日：平成■年■月■日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成■年■月■日

■地方法務局

登記官

■

登記官証明印

地番	1－12
土地の所在	■市■町

地積測量図

①/②

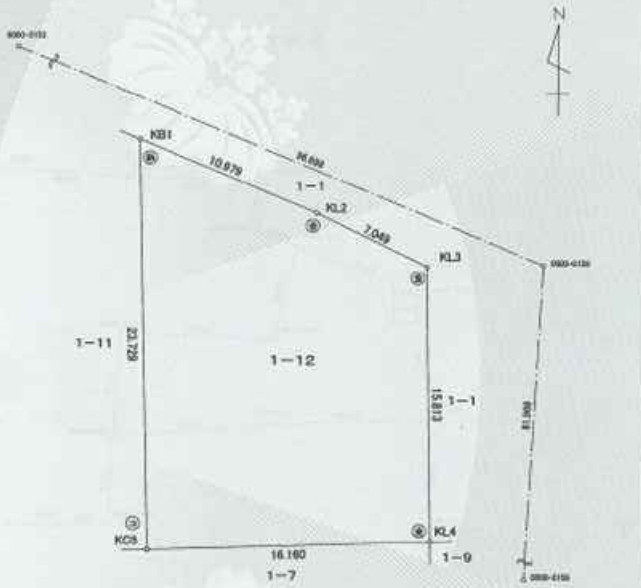

求積表

地番	1－12			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
KB1	−64570.515	−36026.654	5.513	−615310.809195
KL2	−64574.760	−36016.738	16.448	−1062770.452480
KL3	−64577.879	−36010.416	6.638	−429331.734184
KL4	−64533.588	−36010.100	−15.935	1024424.549480
KC5	−64594.237	−36036.251	−16.764	1084534.189066
			合計	645.922706
			合計面積	322.9613545
			地積	322.96 ㎡

地番	面積
1－12	322.9613545 ㎡

基準点座標一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
10D72	都市再生街区多角点	−64586.846	−36203.831
10D73	都市再生街区多角点	−64596.455	−36000.434
20A12	都市再生街区多角点	−64536.220	−36000.532
20A13	都市再生街区多角点	−64533.648	−36255.242
20A14	都市再生街区多角点	−64530.792	−36527.231
2006A	都市再生街区三角点	−64537.924	−35868.603

登記基準点一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
0000−0152	認定登記基準点（金属鋲）	−64531.648	−36121.320
0000−0153	認定登記基準点（金属鋲）	−64640.367	−36092.867
0000−0154	認定登記基準点（金属鋲）	−64705.370	−36107.490
0000−0155	認定登記基準点（金属鋲）	−64700.640	−36212.885
0000−0156	認定登記基準点（金属鋲）	−64772.581	−36217.791
0000−0157	認定登記基準点（金属鋲）	−64783.167	−36106.675
0000−0158	認定登記基準点（金属鋲）	−64759.604	−36008.086
0000−0159	認定登記基準点（金属鋲）	−64677.747	−36003.786
0000−0160	認定登記基準点（金属鋲）	−64632.543	−36220.842
0000−0161	認定登記基準点（金属鋲）	−64594.852	−36112.738
0000−0162	認定登記基準点（金属鋲）	−64591.825	−36208.642

測量年月日	平成■年■月■日
座標系	世界測地系（測地成果2011）■系
座標変換の有無	無

境界標の種類	
㋒	コンクリート杭
㋐	プラスチック杭
㋑	金属鋲
㋓	プレート
㋔	木杭
㋕	刻印
㋖	ペンキ印
㋗	計算点

作製者	■	作製者印	（平成■年■月■日作製）

申請人	■	縮尺	1/250 （単位：m）

申請番号：■　（■）

記載例⑨－４

指　定　申　請　調　査　簿

○○市○○町　大字○○　　調査期間：○年○月○日～○年○月○日

調査前の土地の表示					調査後の土地の表示					原因及びその日付	地図番号
字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び氏名又は名称		
○○	11　番	宅地	252　67	○○市○○町　○○番○ ○○○○						異動なし	1
○○	110　番　3	公衆用道路	30	○○市						異動なし	1

注：この調査簿は、測量及び調査を行った区域内に表示に関する登記を行うことを要しない筆が存在する場合にのみ作成する。

２．記載例⑩（同意書）

国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合に、測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類を添付する。

１．趣旨、目的

国土調査法第 19 条第６項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合に、申請者が測量及び調査を行った者の同意を得ていることを確認するもの。

２．必要事項

測量及び調査を行った者（事業者）の同意書（別紙様式４）を添付する。

３．留意事項

同意は、申請書を提出する前までに得るものとし、事業者による測量及び調査の実施前でなくとも差し支えない。なお、申請手続の円滑化の観点からは、より早い段階から、事業者と協議を行っておくことが望ましい。

記載例⑩

第　　号
年　　月　　日

○○市長　殿

所 在 地　○○県○○市○○○
名　　称　○○○○株式会社
代表者名　○○○○

同　意　書

○○○○株式会社が行った下記の測量及び調査の成果について、○○市が国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、○○○が同法第 19 条第 5 項の申請を行うことに同意する。

記

１．測量及び調査を行った地域　　○○県○○市○○町○○の一部

２．測量及び調査を行った期間　　○○年○月～○○年○月

（別添３－１）

【登記所送付用地図（地図 XML 形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第19条第５項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地図 XML 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

１．管轄登記所との事前調整

地図 XML 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

２．各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地図 XML の各情報ファイルの入力は「地図 XML ファイルフォーマット」等を準用して行う。詳細は、法務省ホームページに掲載されているファイルフォーマットの仕様書を参照すること。

（別添３－２）

【登記所送付用地図（地籍フォーマット 2000 形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第19条第５項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット 2000 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

１．管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット 2000 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

２．各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット 2000 の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は、「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成 14 年３月 14 日国土国第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知、平成 24 年３月 21 日国土籍第 553 号最終改正）等を準用して行う。

３．入力点検

地籍フォーマット 2000 の様式に基づき正しく記録されているか、フォーマットチェッカーソフト等を活用して検証を行う。

■各情報ファイルのデータ項目と対応関係

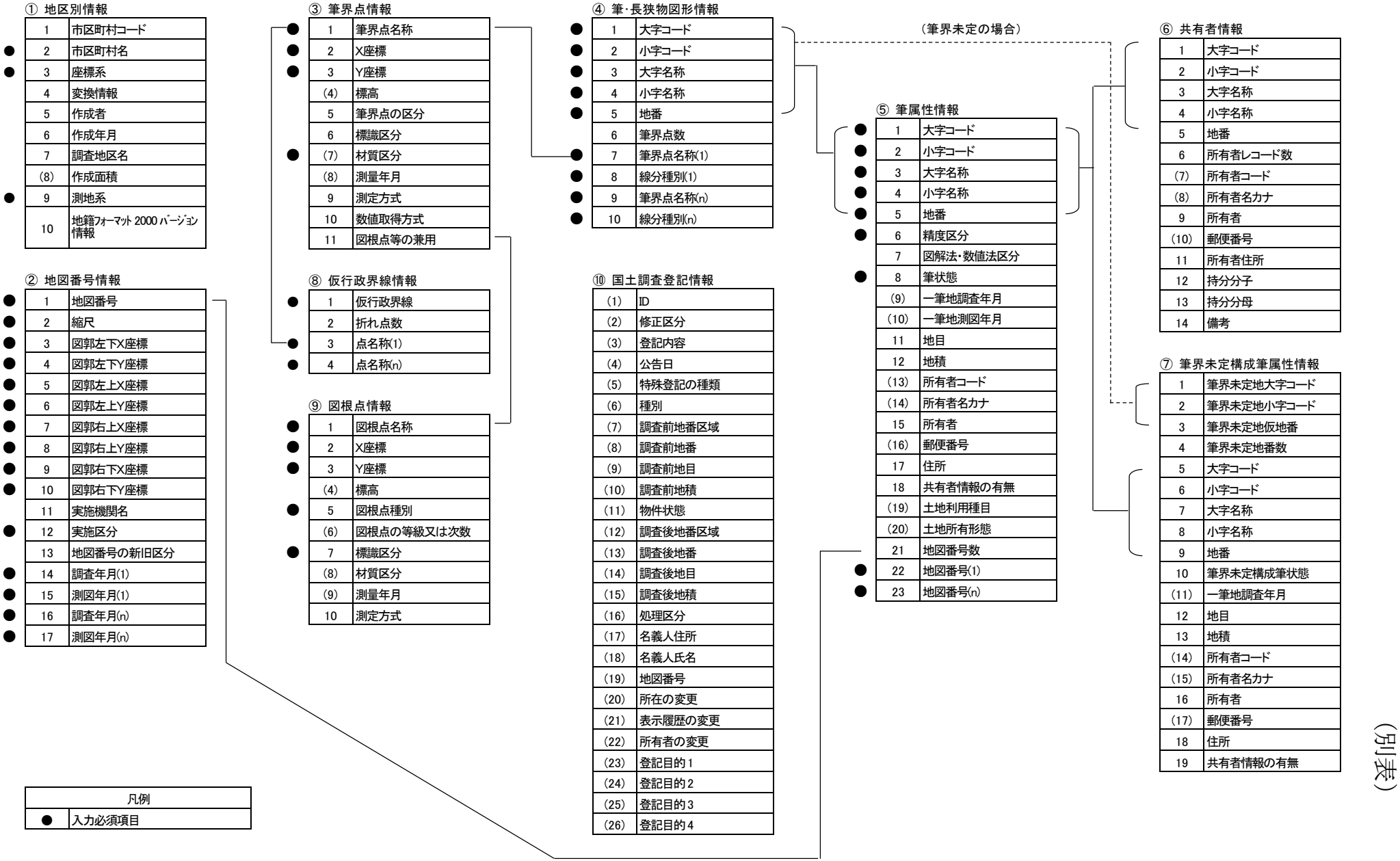

（別表）

（別添３－３）

【登記所送付用地図（SIMA 形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第 19 条第５項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果を、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA 形式）も作成する。

１．電子ファイルの作成単位

(1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMA データ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。

(2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

２．SIMA データの作成

(1) 必要な SIMA データの作成

CAD ソフト等で作成された測量の成果をそのまま SIMA データに変換すると、法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除して SIMA データを作成する。

(2) 一筆地ではない画地データの除外

実測図等と SIMA データが整合することが必然であるが、SIMA データに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるので、両者の整合を十分に確保する。

(3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の排除

① １つの「点名称」には１つの「座標値」が対応する。したがって、１つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、１つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。

② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

(5) 画地データの入力

① 画地データは必ず入力する。

② 同一の地番の画地データを複数入力しない。

③ 複数の SIMA データにおいて同じ画地を重複して入力しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データのみの入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力して SIMA データを作成する。

図表１　「画地開始データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 （画地開始を示す定型の入力値）	D00
画地番号	５桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

図表２　「画地終了データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 （画地終了を示す定型の入力値）	D99

② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する２つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

図表３　隣接する筆界線の情報が一致しない例

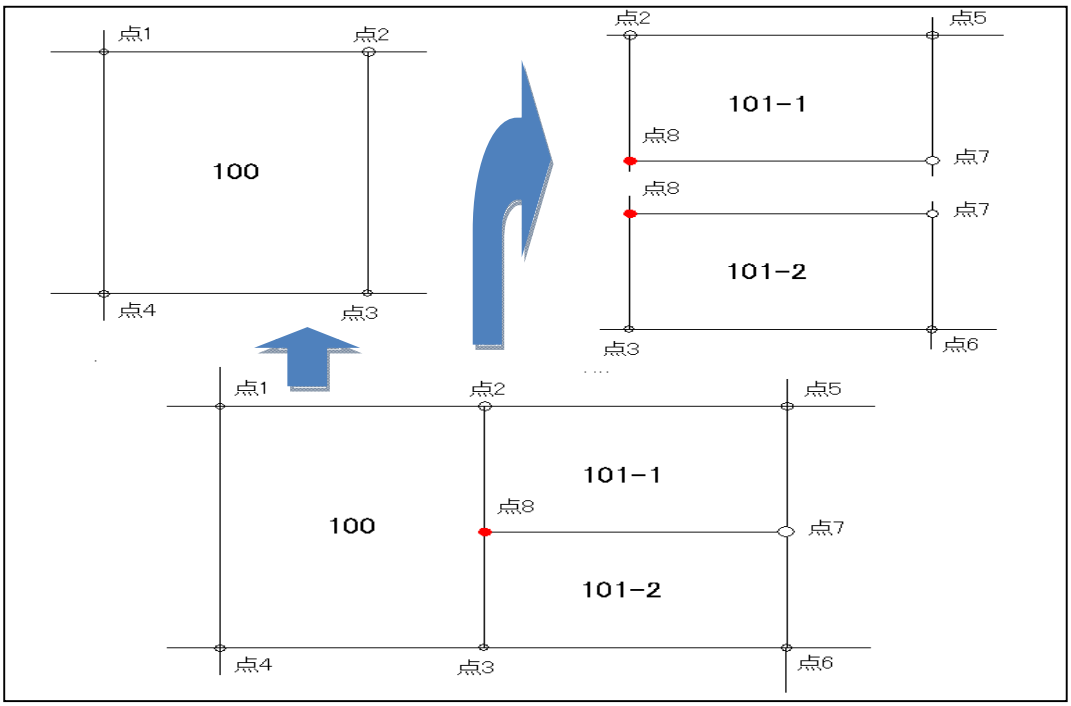

［補足］

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点８」を経由して「点２」と「点３」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点８」を経由せずに「点２」と「点３」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点２」と「点３」の間に「点８」を経由させる必要がある。

(7) その他

① SIMA データの規定外の文字を入力しない。

② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

３．参考（SIMA データの概要）

SIMA データには３種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表４）

② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表１と図表２）

③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表５）

図表４　座標データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	５桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁目まで入力する。	-170547.824, 26247.688, 0.000 （今回の場合、z 座標等は省略できる。）
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表５　構成点データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	５桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

図表６　SIMA データの例

```
G00,03,〇〇地区測量業務,
Z00, /* 座標データ */,
Z01,1,
A00,
A01,    1,NO.3                  , -71097.182,  32180.743,,
A01,    2,NO.4                  , -71092.916,  32165.447,,
A01,    3,NO.5                  , -71083.530,  32166.836,,
```

途中省略

```
A01, 4190,K033-5.0              , -70999.059,  32312.239,,
A01, 4191,K033L+14.0            , -70988.629,  32321.577,,
A01, 4192,K033L-14              , -70997.967,  32332.007,,
A99,
Z00, /* 画地データ */,
D00,    3,87-1       ,1,
B01, 3942,K870                  ,
B01, 4180,K870-1                ,
B01, 2239,K36                   ,
```

途中省略

```
B01, 2233,K31                   ,
B01, 2231,K29                   ,
B01, 2232,K30                   ,
D99,
```

終了